

## 感染症の種類と出席停止期間の基準

感 染 症 名	出席停止期間の基準	登校時の提出書類
【学校において予防すべき感染症 第1種の感染症】  エボラ出血熱、ペスト、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ熱、痘そう、ラッサ熱、南米出血熱、急性灰白骨髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで	「医師による意見書」
結核		
髄膜炎菌性髄膜炎		
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師により、感染のおそれがないと認めるまで	「医師による意見書」
インフルエンザ、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等感染症を除く	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで	
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能	
マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能	
感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）	下痢、嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	
その他の感染症	学校保健安全法の出席停止期間に準ずる	学校保健安全法に準ずる

※発症した日を0日としてカウント